（健Ⅰ111）
令和3年8月11日

都道府県医師会

産業保健担当理事　殿

公益社団法人　日本医師会
常　任　理　事　神村裕子
（公印省略）

8月以降における熱中症予防対策の徹底について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、件名についての周知協力依頼がありました。

職場での熱中症予防対策については、令和3年5月12日付日医発第130号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」にてお示ししております。また、令和3年3月10日付日医発第1196号「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」が実施されており、現在令和3年の職場における熱中症予防対策に取り組んでいただいているところです。

例年、熱中症の発生は7月から8月にかけて急増いたしますが、今般、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況となっております。

特に、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、夏季における室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があります。

つきましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取り組みを進めていただけるよう、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

資料1：熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf

資料2：設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000781018.pdf

資料1

～ 換気機能のない冷暖房設備を使っている商業施設等の皆さまへ ～

熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）※1しか設置されていない商業施設等の場合、**外気温が高いとき**に、**必要換気量を満たすための換気（30分ごとに１回、数分間窓を全開**にする）※2を行うと、ビル管理法で定める居室内の**温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）**※3を維持できないときがあります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「**換気の悪い密閉空間**」を改善するための**換気**と、**熱中症予防**を両立するため、以下の点に留意してください。

窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の**温度および相対湿度を28℃以下および70%以下**に維持できる範囲内で、**２方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に室内に空気を通す**こと※4。
  - この際、**循環式エアコンの温度をできるだけ低く設定**すること。
  - １方向しか窓がない場合は、**ドアを開ける**か、**天井や壁の高い位置にある窓**を追加で開けること。
- 居室の**温度および相対湿度を28℃以下および70%以下**に維持しようとすると、**窓を十分に開けられない**場合は、**窓からの換気と併せて**、**可搬式の空気清浄機を併用**※5することは**換気不足を補う**ために**有効**であること。

空気清浄機を併用する際の留意点

- 空気清浄機は、**HEPAフィルタによるろ過式**で、かつ、**風量が5m³/min程度以上**のものを使用すること。
- **人の居場所**から**10m²(６畳)程度の範囲内**に空気清浄機を設置すること。
- 空気のよどみを発生させないように、**外気を取り入れる風向き**と**空気清浄機の風向き**を**一致**させること※6。

熱中症の予防のためには、こまめな**水分補給や健康管理など**※7**にも**留意が必要です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参考

換気機能を持つ冷暖房設備（空気調和設備）がある建築物の場合

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）における**空気環境の調整に関する基準**に適合するように**外気取り入れ量などを調整**することで、**必要換気量（一人あたり毎時30m³）**※2を確保しつつ、居室の温度および相対湿度を**28℃以下および70%以下**※3**に維持**してください。

ビル管理法における空気環境の調整に関する基準（抜粋）

項目	基準
二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（＝1000 ppm以下）
温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40%以上70%以下

※1　エアコン本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能はないことに注意してください。

※2　換気の方法の詳細については、リーフレット「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照してください。
URL: https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf

※3　ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）を維持していれば、軽作業を連続で行う場合の熱中症予防の基準値（暑さ指数（WBGT値）29℃）を超えることはありません。

※4　窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。また、窓を開けるときは、防犯などにも配慮してください。

※5　空気清浄機は、換気を補完する目的で使用するものですので、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意してください。

※6　間仕切りなどを設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切りなどの間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

※7　熱中症予防対策の詳細については、リーフレット「熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！」を参照してください。
URL: https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642298.pdf

建設現場の管理者、労働者の皆様へ

資料2

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（２m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、**「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要**です。

1　作業に応じたマスク等の選び方

①マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

（※1）令和２年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもの。
調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。
（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

②マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（２m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**

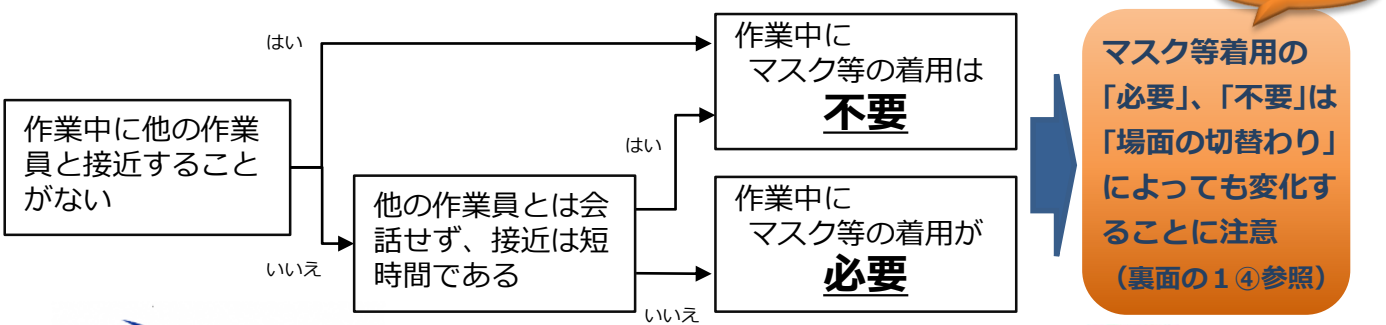

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・労働基準監督署
Safe work STOP! 感染拡大 — COVID-19 —

③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和２年度に実施した研究（※）の結果、以下のようなことが分かっています。

①**マスク等の着用**により**呼吸時の負担感が増加**し、**飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる**

②**軽い負荷の運動**では、**マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない**

③**マスク等の内部**の**「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」**が見られた
（軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要）

（※）令和２年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。**マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。**

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は**飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用**して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。**複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒**しましょう。

2　マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。**マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさなどを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。**

顔のサイズに合ったマスクを選び、頬やあごとの間に隙間をつくらない

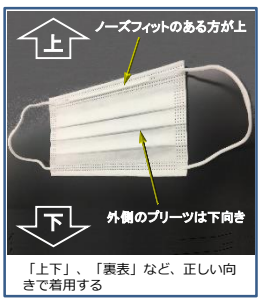

「上下」、「裏表」など、正しい向きで着用する

不織布マスクの場合、ノーズフィットを鼻の形に合わせて折り曲げ、息の漏れをなくす

鼻や口をしっかりと覆う（息苦しさから「あご」に掛けたり「鼻」を出したりしない）

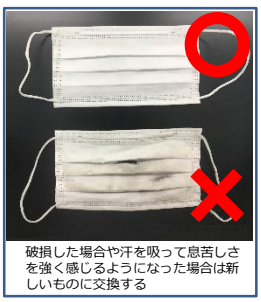
破損した場合や汗を吸って息苦しさを強く感じるようになった場合は新しいものに交換する

3　現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

（例）朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保 等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた**現場のルールを定め、徹底**しましょう。

（例）マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項 等

別紙

基安労発 0803 第３号
令和３年８月３日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
（　契　印　省　略　）

８月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（以下「基本対策要綱」という。）によりお示しし、令和３年の職場における熱中症予防対策については、令和３年３月２日付け基安発 0302 第２～４号により「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施し、業所管省庁や関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

今般、７月末までに報告があった熱中症の件数（速報値）を取りまとめたところ、昨年同時期と同様に高い水準の発生状況となっています（別紙）。

例年、熱中症の発生は７月から８月にかけて急増するところですが、今般、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況にあります。

特に、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、夏季における室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があるところです。

つきましては、貴職におかれましては、８月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

参考１　リーフレット：「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf

参考２　リーフレット：「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000781018.pdf

別紙

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（令和２年、令和３年）（人）

	５月以前	６月	７月	7月末までの累積数
令和３年 ※同年７月末時点の速報値	9 (1)	26 (0)	55 (2)	90 (3)
令和２年 ※同年７月末時点の速報値	14 (1)	57 (0)	22 (2)	93 (3)
令和２年 ※確定値	18 (1)	85 (0)	115 (4)	218 (5)

８月	９月	10月以降
651 (16)	84 (1)	6 (0)

○　令和３年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、７月末までの累積確定数は200人以上に上ると推定される。

○　令和２年８月（確定値）において、650人を超える被災者が発生したことから、本年８月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。

※　括弧内は、死亡者数（内数）。

※　「５月以前」は１月から５月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。

※　休業４日以上の労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）令和２年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業４日以上）は、前年を上回り、959人と依然として多く、うち死亡者は22人となっています。死傷者については、全体の４割以上が建設業と製造業で発生しています。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が十分でないとみられる事例や、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例もあります。死亡災害の発生は８月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業７人、製造業が６人などとなっています。死亡災害には、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も含まれています。